

土浦市行財政集中改革プラン（案）のパブリック・コメント実施結果について

1 実施結果

募集期間	令和5年12月11日（月）～令和6年1月9日（火）
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦市行財政集中改革プラン（案）を市の公式ホームページに掲載したほか、本庁舎（行革デジタル推進課及び情報公開室）、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館及び新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、持参又は専用フォームからの送信のいずれかにより募集を行いました。 ・パブリック・コメントの意見募集については、市の公式ホームページのほか、広報つちうら、市公式 X(旧 Twitter)及びメールマガジンに加えて、市公式 LINE を活用して周知を図りました。
意見提出者数	3 人
意見件数	11 件
市ホームページ閲覧数	285 件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
1	<p>・1 ページ 1 今までの行財政改革の取り組みと「行財政集中改革プラン」への移行について</p> <p>②第8次・・・【3つの改革の視点】②協働の視点について</p> <p>これまで「市民との協働の視点について、繰り返し繰り返し取上げられてきたが、進みが遅いのは、行政と市民との「協働」に対しての考え方や取り組み方が違うように感じている。行政は、計画を立てた後に市民と進めていくことが「協働」とい</p>	<p>・市の各種計画については、市民代表の方を含めた外部委員の方々による委員会を組織し、策定を進めております。また、市民の皆様からのご意見やアイデアについては、令和5年5月に実施した「市民と市長の対話集会」において同様のご意見をいただき、6月より「こんにちは市長さん」の投稿フォームのご案内と二次元コードを広報誌に掲載することといたしました。ここでは、まちづくりに関するアイデアを随時受け付け、市政運営の参考にさせて頂いております。制度</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>うが、市民は計画当初の時点から行政と共に進めることが「協働」と考える。スタートの時点で考え方が違うので、「市民との協働」が、なかなか進んでいないのでは思う。(③の行財政改革の流れと成果にも載っている)</p>	<p>がより活用されるよう、周知方法を検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、市民との協働につきましては、市民との協働について、市民の自治意識の高揚と、地域における日常のコミュニケーション等を通じて協働のまちづくりへの更なる推進を図るため、第9次総合計画の中で考え方を整理し、行財政改革とは別途、基本目標5「多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり」の4「地域で支え合う協働のまちづくり」という取組方針を設定いたしました。 ・視点を整理しなおしたことから、協働については、行財政集中改革プランとは別途、取組みを推進していきたいと考えておりますが、いただいたご意見については協働の取り組みにあたっての参考とさせていただきます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 ページ 2 行財政集中改革プランについて (3) 計画の構成について <p>各課の取組みが横断的に、周知されることは大事なことである。縦割りの部分を多く感じていたので、庁内で各課の事業を周知することは、大変重要なことである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの行財政改革大綱では、各課の取組みを計画に紐づける構成になっていましたが、今回の行財政集中改革プランでは、複数の分野に効果があるような取組みを重点取組項目として設定し、横断的に実施することを考えております。 ・ いただいたご意見を踏まえ、内部職員にも行財政改革の進捗状況などが分かるよう、周知の回数を増やす等の検討を進めます。

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
3	<p>・ 24 ページ (5) 基本方針 4: 人材の確保育成・職場環境の改善について (全体的な意見です)</p> <p>人口減少、少子化により人員確保は難しくなってきますが、ワークライフバランスの推進は大事なこと。退職職員の活用とか、定年を遅らせるなども視野に入れることも必要だと感じる。</p>	<p>・ 市としてもワークライフバランスの推進は大事だと考えており、業務プロセスの見直し (BPR) を実施することで、業務量の圧縮・平準化を行い、職員の総労働時間の縮減を目指します。また、職員の定年については、国の制度に合わせ、段階的に引き上げていく予定であるほか、再任用制度により、退職後も一定年齢まで働けるようになっております。</p> <p>・ 外部人材として、企業版ふるさと納税制度により民間企業から市に派遣を受け勤務していただいている方がいるほか、法務専門分野を担当する「法務専門官」を市職員として任期を定め採用しております。今後も引続き、外部人材の登用可能性を検討してまいります。</p> <p>・ 26 ページ 検討課題 4-①「職員数の適正化」の課題に、民間経験人材や専門人材を含め、各分野に優れた行政人材の確保について追加いたします。</p>
4	<p>・ 33 ページ 5 計画の推進体制 (1) 庁内推進体制の整備について</p> <p>各課での取り組みを、最終的に一カ所で検討することは大きなことで、同じような取り組みがされていれば、共に事業ができることになり財政的にも助かることになり、無駄が省け、庁内一体となって事業の展開もできる。</p>	<p>・ これまでの行財政改革大綱では、各課の取り組みを計画に紐づける構成になっていましたが、今回の行財政集中改革プランでは、複数の分野に効果があるような取り組みを重点取組項目として設定し、推進していきたいと考えております。</p> <p>・ 業務プロセスの見直しにおいて、各課の事業や事務手続きの中で省略可能なもの、他の部署と統合して行えるものなどを洗い出し、集約・省力化を図る見込みです。</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 33 ページ 5 計画の推進体制 (2) 進捗状況、成果の検証について <p>「行財政改革推進委員会」のメンバーはどのような方が選ばれるのかも大事なところである。</p> <p>全体的に、前向きな良い取り組みであると感じる。何よりも早く進めることが大事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革推進委員会については、学識経験者や、企業関係者、各種団体の方などに委員となっていていただき、当プラン策定にあたり様々な角度からご意見を頂いております。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化は必要だが、流出されないことの取組みが第一。利用者の中に、デジタルが使えない方もいると思うので、そのような市民にも目を配りつつ、行政改革がスムーズに進むことを市民として、期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護については、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、システムのセキュリティ強化に努めていきたいと考えております。 ・ デジタルを使えない方への支援、いわゆるデジタルデバインド対策として、昨年度からスマートフォン講座を実施しているほか、スマホよろず相談や、市内事業者向けのキャッシュレス決済導入の支援相談などの支援を実施しております。今後もデジタルデバインド対策について定期的実施していきたいと考えております。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 ページに、今後見込まれる大規模事業 引続き学校施設の長寿命化工事に取り組む必要があるほか、上大津地区統合小学校整備事業等の大規模事業が想定されます。とありますが、神立小学校が統合されない統合は教育メリットも無く、新規に土地を購入し、新規に建物建設することは全くの無駄である。 <p>それならば現状の菅谷小学校をそのまま活用すれば済むことですので、計画の中止を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の部分は、本市の財政状況の説明の為に例示したものであり、上大津地区の統合小学校については、「土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画」に基づき、適切に進めているものです。

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
8	<p>・ 21 ページ 「3 取組みの基本方針と各方針における検討課題 (4) 基本方針3 : 持続可能な財政運営の確立 イ 本市における今までの取組み ○歳出抑制に関する個別取組み ・補助金等の見直し 」について</p> <p>「有識者等による補助金等検討委員会により市補助金の審査を行い、市補助金制度全体のあり方や個別補助金の内容について適正化を図りました。」とあるが、現状を正しく分析したものではない。</p> <p>1 「補助金等検討委員会により」とあるように、事前の分析等を本市自身では行っておらず、委員会に依頼したものである。</p> <p>2 「補助金等検討委員会により市補助金の審査を行い」とあるが、要項は、「第2条所掌業務 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に助言するものとする。」とするのであって、委員会は直接審査を行うものではない。</p> <p>3 「市補助金制度全体のあり方(略)について適正化を図りました。」とあるが、その実績(アウトプット)は見当たらない。</p> <p>4 「個別補助金の内容について適正化を図りました。」とするが、その実績は見当たらない。</p> <p>そもそも補助金等調査委員会が休眠状態である。</p> <p>「行財政集中改革プラン」策定に当たっては、「補助金等の見直し」の結果について、正しく分析しなおすべきである。</p>	<p>・補助金等検討委員会については、平成24年度、平成30年度に開催し、補助金の見直しに一定の効果があったと捉えております。また、令和6年度より、改めて補助金検討委員会による補助金の見直し検討を進めていく見込みです。</p> <p>・補助金の見直しにつきましては、引続き取組みを進める必要があることから、今後は、各課個別取組の1つとして設定し、行財政改革推進委員会で進捗状況を報告していくことを想定しています。</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
9	<p>・ 23 ページ 検討課題 3-② 歳出の抑制</p> <p>「予算における経常的経費、投資的経費の検証を行い、歳出を抑制する必要があります。」とあるが、先の意見のとおり</p> <p>「イ 本市における今までの取組み ○歳出抑制に関する個別取組み ・補助金等の見直し 有識者等による補助金等検討委員会により市補助金の審査を行い、市補助金制度全体のあり方や個別補助金の内容について適正化を図りました。」とあるが、市補助金の実態は依然として適性とは言えない。一例を挙げれば、ある団体の調査研修事業の実態が観光旅行と化しているにも関わらず、市は補助金を交付し続けてきた事実がある。</p> <p>そのため、補助金業務の適正化を「検討課題 3-② 歳出の抑制」に盛り込み、取り組むべきである。</p> <p>その際、特に以下の事項について考慮すべきである（補助金検討委員会が対象とした市補助金）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業全般を所掌する部署を指定し、補助事業に関するポリシーを確立し、ガイドライン等として明らかにすること（現規則では単に補助金に係る会計手続きを規定するのみ）。 2 補助事業全般を横断的にチェックする部署を指定し、交付の決定及び補助金の額の確定に係る決定の審議に参画させること（現規則では単に補助金に係る会計手続きを規定するのみ）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等検討委員会については、平成24年度、平成30年度に開催し、補助金の見直しに一定の効果があったと捉えております。また、令和6年度より、改めて補助金検討委員会による補助金の見直し検討を進めていく見込みです。 ・補助金の見直しにつきましては、引続き取組みを進める必要があることから、今後は、各課個別取組の1つとして設定し、行財政改革推進委員会で進捗状況を報告していくことを想定しています。 ・補助金につきましては、各団体から返納を受けた事例もあるため、引続き補助金支出の適否を適正に審査をしてまいります。

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
10	<p>・24ページ (5) 基本方針4：人財の確保育成・職場環境の改善 について</p> <p>訳あって、令和元年以来、市に対して情報公開請求、及びそれから発する行政不服審査並びに住民監査請求を数多く行ってきた。その中で痛感させられたのは、失礼ながら、本市は明らかに人財を欠くことである。</p> <p>何を差し置いても、目下の急は優れた人財の確保である。</p> <p>そのため、つくば、牛久、水戸などの近隣自治体に勝る処遇を実現すべき。新卒者などの初任給には、特に配慮すべきである。</p> <p>それによって、目先の「住民サービスの向上」とかに影響はあっても、一部の住民サービスには影響が出て、10年20年先、本市行財政の改革に必ずや大きな貢献をなしてくれると思います。</p>	<p>・市としても人財の確保育成は重要だと考えており、引続き人財の確保に努めてまいります。また、「土浦市人材育成基本方針」に基づき、市に求められる職員を定め、確保した人財の育成に努めます。</p> <p>・26ページ 検討課題4-①「職員数の適正化」の課題に、民間経験人材や専門人材を含め、各分野に優れた行政人材の確保について追加いたします。</p>
11	<p>・32ページ (5) 重点取組項目④：オープンデータの発信拡大について</p> <p>ウ オープンデータの項目例 オープンデータの項目に、「補助金交付状況」として、以下のデータを加えるべきである。</p> <p>(1) 対象団体等名 (2) 所掌課 (3) 対象事業名称 (4) 対象事業の目的 (5) 対象経費の範囲(具体的対象) (5) 事業実績 (6) 事業の達成度 (7) 最終的な交付額 (8) 事業実績の本市行政・施策へ寄与度</p>	<p>・32ページ 「ウ オープンデータの項目例」については、デジタル庁で作成した「自治体標準オープンデータセット」で公開が推奨されているデータから抜粋したものです。</p> <p>・オープンデータとは「国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるように公開されたデータ」であり、二次利用可能な形で公開するものです。ご意見にあったデータは、個人情報や非公開情報が含まれている可能性があるため、公開の可否を慎重に検討させて</p>

意見 No.	項目・意見内容	意見に対する考え方・修正の方針及びその内容
	<p>加えるべきとする理由は、本件プラン(案) 21頁に、イ 「本市における今までの取り組み」として、○歳出抑制に関する個別的取り組み>・補助金等の見直し>を挙げ、「有識者等による補助金等検討委員会により市補助金の審査を行い、市補助金制度全体のあり方や個別補助金の内容について適正化を図りました。」とするにつき、更にその適正化の推進及び補助金の見える化推進を図るため。</p>	<p>いただきます。</p>